

令和 5 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

イノシシは古くから千葉県内に生息していたが、昭和 48 年から昭和 60 年の間は捕獲された記録がない。生息状況は未解明な部分が多いが、平成 12 年度には勝浦市、大多喜町、鴨川市、天津小湊町（現鴨川市）、鋸南町、君津市の 6 市町村で生息が確認されており、その後県南部を中心に生息域が拡大し、現在では県北部においても生息域の拡大が認められている。

令和 3 年度のイノシシの捕獲数は 20,729 頭となり、増減はあるものの過去 5 年間の年間捕獲数は 2～3 万頭程度となっている。令和 3 年度のイノシシによる農作物被害金額は約 1 億 3 千万円、被害面積は約 131ha となった。イノシシによる農作物被害金額は、過去 5 年間から変動はあるもののおおむね横ばいであり、有害鳥獣による被害総額のおよそ半分を占めており、依然として被害は深刻な状況である。

また、これまで生息が確認されていなかった地域で捕獲されたり目撃情報が寄せられたりしており、生息域は拡大傾向にある。

加えて、隣県である埼玉県の農場の他、東京都、埼玉県、茨城県のイノシシにおいても豚熱が発生しており、豚熱感染拡大のリスクが懸念される。

このため、さらなる対策の強化を図るべく、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することとする。

本事業では、イノシシの生息域の拡大防止及び豚熱感染拡大のリスク低減を図ることを目的とし、生息域の外縁部や捕獲重点エリアにおいてイノシシの捕獲を行う。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

（1）県北部

| 実施区域名 | 実施期間 |
|-------|--|
| 県北部区域 | 令和 5 年 6 月～令和 5 年 11 月中旬（猟期前まで） （うち捕獲作業を行う期間は 110 日程度とする） |

(2) 県中部

| 実施区域名 | 実施期間 |
|-------|--|
| 県中部区域 | 令和5年6月～令和5年11月中旬(猟期前まで) (うち捕獲作業を行う期間は110日程度とする) |

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

(1) 県北部

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|--------------------|--|--|----------------------|
| 県北部区域 (捕獲重点エリア) | 銚子市(ユニットCH)、成田市(ユニットNT1・NT2・NT3)、旭市(ユニットAH1・AH2・AH3・AH4)、印西市(ユニットIZ1・IZ2・IZ3)、香取市(ユニットKT1・KT2・KT3・KT4)、東庄町(ユニットTS)、栄町※(ユニットSE)、神崎町※(ユニットKZ)。 | 豚熱の侵入リスクを考慮し、以下の条件を満たす地域を市町村単位で設定 ・茨城県または埼玉県との県境に位置する。 ・当該市町または隣接市町で養豚が行われている。 ・野生イノシシの定着が確認されているか、定着地域に囲まれている。 | 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域(銃猟) |

※ 栄町、神崎町については、現時点では野生イノシシの定着が確認されていないことから、当面はわなを設置せず、目撃情報等の収集に努める。

(2) 県中部

| 実施区域名 | 住所等 | 選定理由 | 他法令等 |
|-------------------|--|---|----------------------|
| 県中部区域 (分布の外縁部) | 千葉市緑区東部(ユニットCB1)、千葉市若葉区南東部(ユニットCB3の千葉東金道路以南)、東金市(ユニットTG)、市原市北東部(ユニットI13)、大網白里市西部(ユニットOS2)、山武市(ユニ | イノシシの分布の中心である県南部と分布が連続し、分布の外縁部であるため、北部への分布拡大を防止する必要がある。 | 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域(銃猟) |

| | | |
|--|------------------|--|
| | ット SM1、SM2、SM3)。 | |
|--|------------------|--|

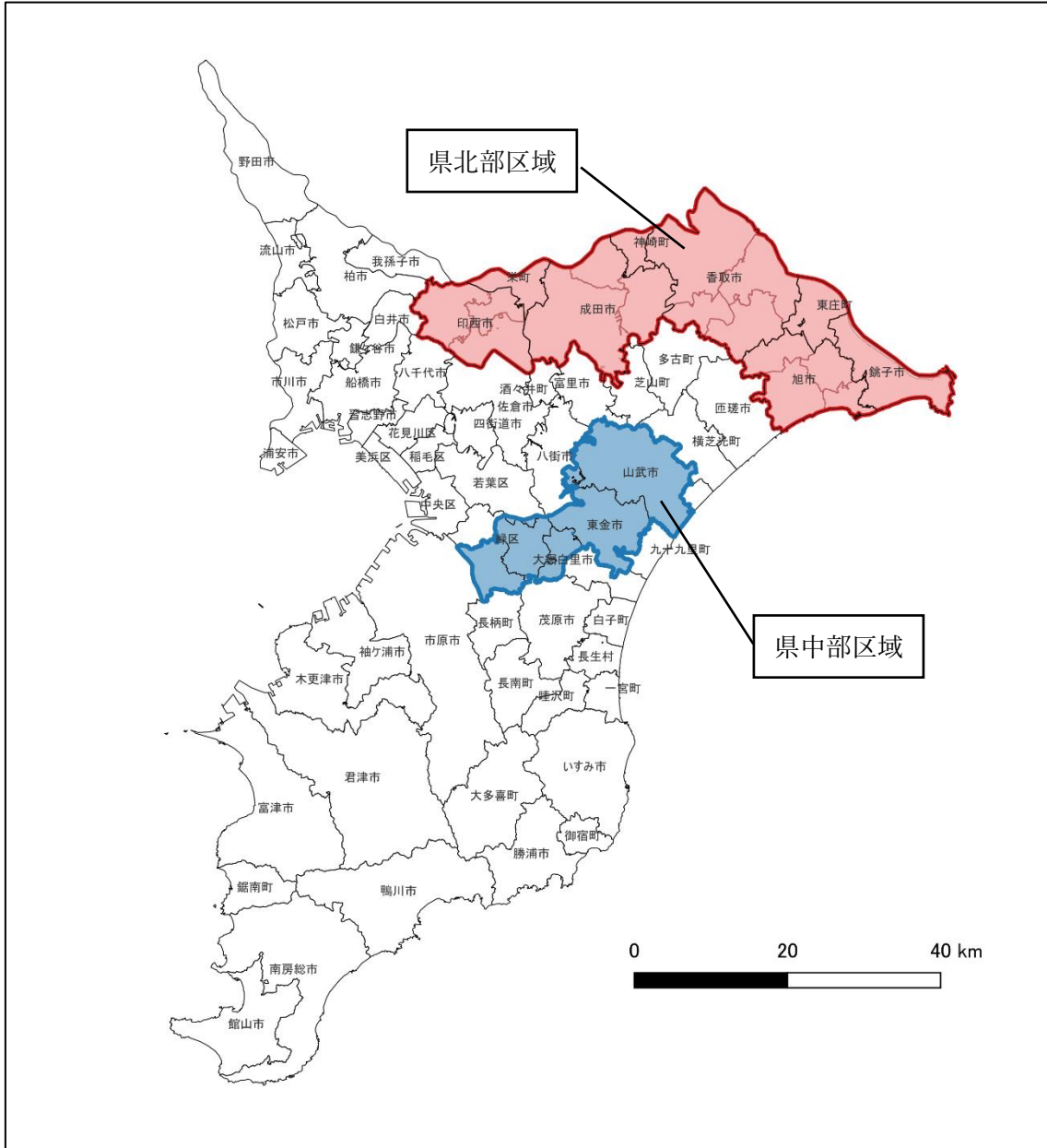


図1 実施区域図 (全体)

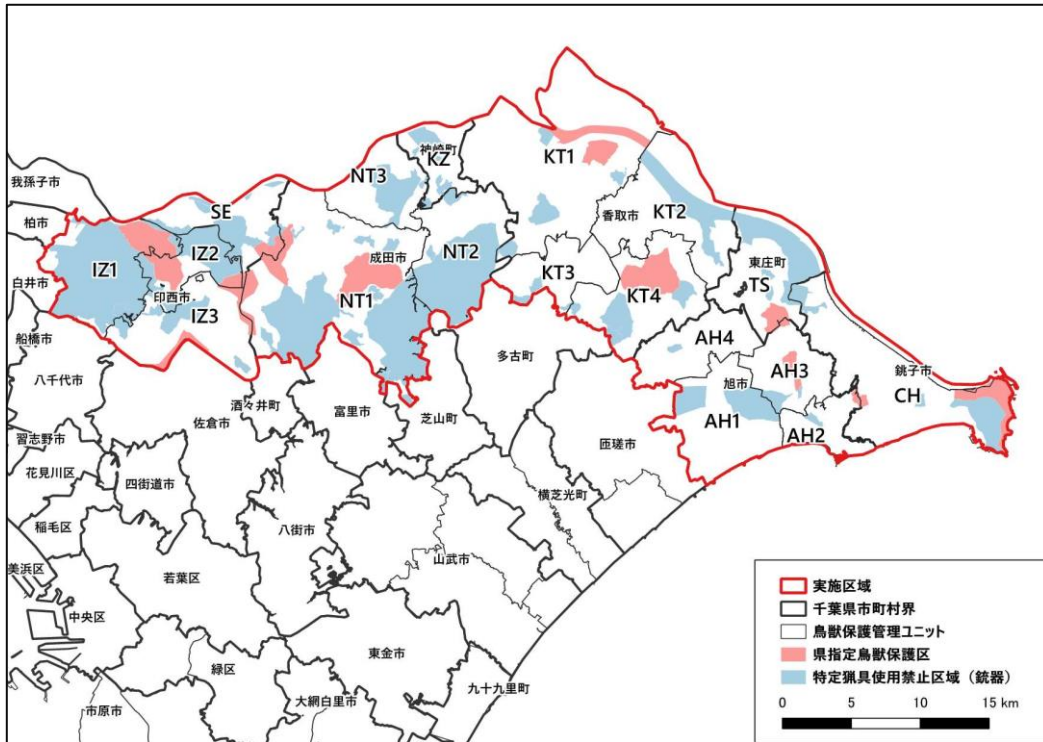


図2 実施区域図（県北部区域）

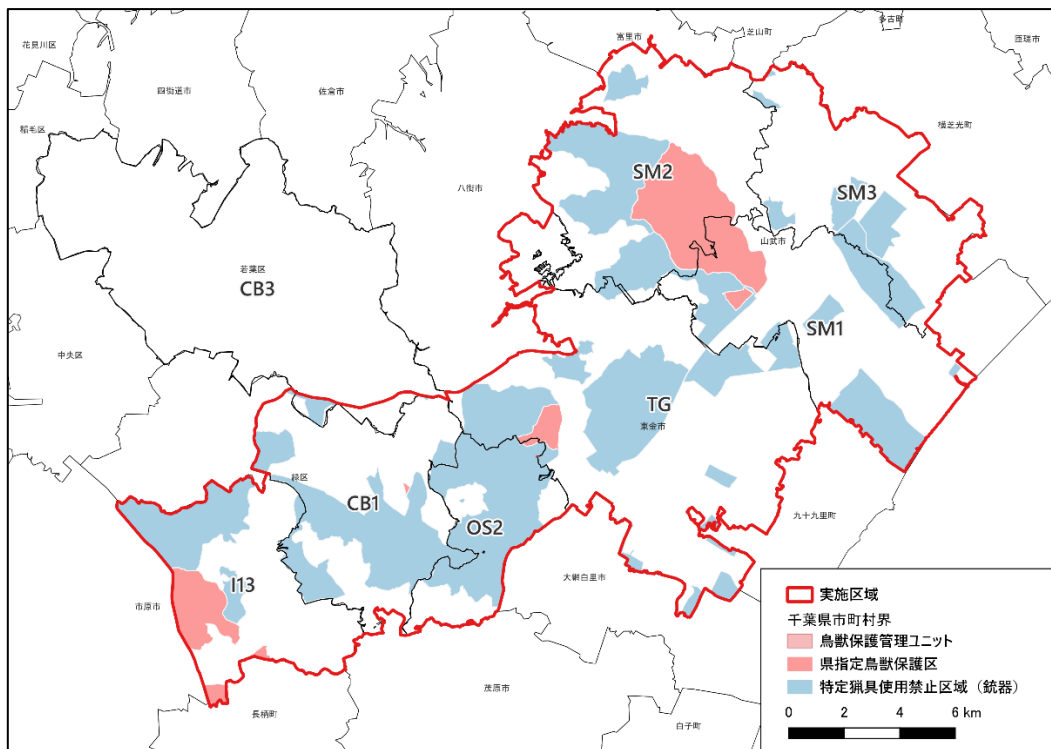


図3 実施区域図（県中部区域）

※鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

(1) 県北部

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|-------|-----------------------------------|
| 県北部区域 | 捕獲数 280 頭 (うち成獣メスは全捕獲数の 3 割程度) |

(2) 県中部

| 実施区域名 | 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 |
|-------|-----------------------------------|
| 県中部区域 | 捕獲数 130 頭 (うち成獣メスは全捕獲数の 3 割程度) |

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

(ア) 県北部

| 実施区域名 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|-------|---|----------|
| 県北部区域 | わな猟 銃猟 (ただし、止めさしに限る。) ※止めさしのみ銃器を使用し、捕獲個体は適切に処理するため、鳥類の鉛中毒は発生し得ないことから、非鉛製弾の使用については義務付けない | 180 箇所程度 |

(イ) 県中部

| 実施区域名 | 使用する猟法 | 捕獲等の規模 |
|-------|---|---------|
| 県中部区域 | わな猟 銃猟 (ただし、止めさしに限る。) ※止めさしのみ銃器を使用し、捕獲個体は適切に処理するため、鳥類の鉛中毒は発生し得ないことから、非鉛製弾の使用については義務付けない | 90 箇所程度 |

②作業手順

(ア) 関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体（猟友会等）と調整を図った上で、わなの設置場所等を決定する。市町及び関係者は、捕獲の実施に協力する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者・関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し、十分な周知を行う。

(イ) 捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者に業務委託し、イノシシの捕獲を実施する。事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に当たっては、事前に痕跡、被害、捕獲等の情報を確認する等して確実に捕獲できる場所を選定し、わな設置地点の位置情報等の記録を行う。わなの見回り時は、対象種の誘引状況、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置基数、誘引餌の変更等を行い、捕獲の改善に努める。箱わなの場合は、幼獣が届かない高さトリガーを設置する等の処置を施すことにより、成獣メスの捕獲に努める。

(ウ) 捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止めさしを行う（必要に応じて銃器を使用する）。捕獲個体については、所定の様式に従って、捕獲年月日、捕獲場所、わなの種類、止めさし方法、性別、齡クラス、体長、体重、後足長等を記録し、必要に応じて全身や前歯の写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。

(エ) 錯誤捕獲の場合の対応

イノシシ以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、法律に基づき適切に処分する。

(オ) 捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】 千葉県

【実施形態】 委託

【委託範囲】 イノシシの捕獲

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【事業の実施体制】

県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・県および事業受託者は、事業を実施する前に、各市を通じて住民や関係者に対し事業内容について十分な周知を図る。周知の方法については、各市と協議した上で決定する。
- ・受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・自然観察会の散策コース等、地元住民以外が頻繁に入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・捕獲実施期間中は毎日の見回り、もしくは同等の捕獲確認措置を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を行わない。
- ・止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・連絡用無線機を使用する場合は、電波法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・埋設処分や血抜きを行う際には、事前に土地所有者若しくは土地管理者の了承を得るとともに、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関に対して、猟法、わな基数、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。